

# 宿泊施設に係る消防法令上の基準等



宿泊施設の営業を行うには、消防法だけでなく、旅館業法や建築基準法にも適合させる必要があります。

## 消防署で必要な手続き

### ① 事前相談

### ② 各種届出

### ③ 工 事

### ④ 消防検査

#### 【消防署に提出する書類】

- ・ 消防法令適合通知書交付申請書
- ・ 防火対象物使用開始（変更）届出書
- ・ 工事整備対象設備等着工届出書
- ・ 消防用設備等設置届出書（工事後4日以内に提出）  
（消火器／自動火災報知設備／誘導灯など）
- ・ 防災物品設置届（じゅうたん、カーテン等）

※ 消防法に適合していれば、消防法令適合通知書を交付します。

※ 旅館業の許可後、営業が開始されれば、消防用設備等の点検を行う等適正に防火管理を実施してください。営業開始後も必要に応じ消防署員が立入検査を行うことがあります。

## 消防法令上、宿泊施設については、次のような基準があります。

### 設備等の名称

### 主な設置基準

消火器	延べ面積150㎡以上、無窓階50㎡以上 等
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上、無窓階150㎡以上 等
自動火災報知設備	すべての宿泊施設
漏電火災警報器	延べ面積150㎡以上（ラスモルタルのみ）
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上
非常警報設備	収容人員20人以上
避難器具	2階以上で収容人員30人以上 等
誘導灯	すべての宿泊施設
防災物品の使用	すべての宿泊施設
懐中電灯、避難経路図	すべての宿泊施設
防火管理者の選任	収容人員30人以上

- ※ 建物の構造により他にも必要な設備が生じることがあります。
- ※ マンションや長屋の一部に宿泊施設等が入居する場合、建物全体に設備の設置が必要となる場合があります。
- ※ 無窓階とは、法令で定める避難上又は消防活動上有効な開口部を有しない階をいいます。
- ※ 消防用設備を設置する義務がある場合、6か月に1回の点検及び1年に1回の点検報告の必要があります。

### 関係者が常駐しない宿泊施設では・・・

関係者が常駐しない宿泊施設については、万一火災が発生した際には利用者が初期対応する必要がありますので、上記消防法令基準のほか、下記の対応をお願いしています。

- 消火器の設置
- 利用者の目の触れやすい場所に、次の事項の明示
  1. 施設の所在地や名称などを記載した119番通報要領
  2. たばこ火災の防止に係る注意事項
  3. 消火器の使用方法
  4. 施設管理者等の緊急連絡先

